令和５年度結城市自主防災組織育成事業補助金交付要項

（趣旨）

第１条　市長は、震災時等における地域住民による初期消火、避難体制等の整備強化を図るため、自主的に結成された組織（以下「自主防災組織」という。）に対し、予算の範囲内において令和５年度結城市自主防災組織育成事業補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、結城市補助金等交付規則（平成１２年結城市規則第４２号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（定義）

第２条 この要項において、自主防災組織とは、地域の住民により自主的に結成された自発的な防災活動を行う組織をいう。

（補助対象事業等）

第３条　補助対象事業、補助対象事業者、補助対象事業経費及び補助額は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者は、令和５年度結城市自主防災組織育成事業補助金交付申請書（様式第１号）に関係書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の通知）

第５条　補助金の交付決定の通知は、令和５年度結城市自主防災組織育成事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により行うものとする。

（申請の取下げ期間）

第６条　規則第８条第１項の市長が別に定める期日は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から１０日以内とする。

（補助事業の内容変更等）

第７条　第５条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の交付対象となった事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号に掲げるいずれかの変更をしようとするときは、あらかじめ市長に令和５年度結城市自主防災組織育成事業内容変更等承認申請書（様式第３号）を提出し、その承認を受けなければならない。

（１）補助対象事業経費の２０パーセントを超える増減

（２）補助事業の内容の変更

２　前項の規定による申請への承認通知は、令和５年度結城市自主防災組織育成事業内容変更等承認通知書（様式第４号）により行うものとする。

（補助事業の中止等）

第８条　補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により市長の承認を受けなければならない。

２　補助事業者は、補助事業が当該年度に完了しないとき又はその遂行が困難になったときは、速やかに書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第９条　補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況等について報告を求められた場合は、令和５年度結城市自主防災組織育成事業遂行状況報告書（様式第５号）を作成し、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

　（概算払）

第１０条　市長は、事業の円滑な遂行上必要と認めたときは、第５条又は第７条第２項の規定による交付決定額の９０パーセントの額を限度として、概算払をすることができる。

２　補助事業者は、前項の概算払を受けようとするときは、令和５年度結城市自主防災組織育成事業補助金概算払請求書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

　（実績報告）

第１１条　補助事業者は、補助事業が完了したとき（事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、補助事業完了の日から起算して３０日を経過した日又は当該年度の３月３１日のいずれか早い日までに、関係書類を添えて令和５年度結城市自主防災組織育成事業実績報告書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の場合において、前条の概算払を受けたときは、令和５年度結城市自主防災組織育成事業補助金概算払精算書（様式第８号）を添付しなければならない。

（補助金の額の確定の通知）

第１２条　補助金の額の確定の通知は、令和５年度結城市自主防災組織育成事業補助金額確定通知書（様式第９号）により行うものとする。

（財産処分の制限）

第１３条　規則第１９条ただし書に規定する資機材の処分制限期間は５年とする。

　（自主防災組織に対する指導）

第１４条　市長は、補助事業者に対して、次に掲げる指導を行うものとする。

（１）防災資機材を活用した定期的（年１回以上）な防災訓練を行うこと。

（２）防災資機材の定期的（年２回以上）な点検を行うこと。

（３）地域の実態（危険物、危険地域、避難場所、水利等）を常に把握しておくこと。

（４）この補助事業により地域防災マップを作成した場合は、住民に配布し、有効に活用すること。

（５）この補助事業により作成した地域防災マップが地域の実情と相違するようになったときは、自ら実情に合うものを再作成するように努めること。

（自主防災組織台帳）

第１５条　市長は、補助事業者に自主防災組織台帳（様式第１０号）を常備させ、組織の内容、地域の実態、活動の状況、防災資機材の整備状況等組織の実情が常に明確に把握できるよう指導するものとする。

（証拠書類の保存）

第１６条　補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

（庶務）

第１７条　この要項に定める手続等については、市民生活部防災安全課において処理する。

　（補則）

第１８条　この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第３条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象事業 | 補助対象  事業者 | 補助対象事業経費 | 補助額 |
| 自主防災組織結成事業（本年度結成の組織のみ対象） | 市内自治会等及び自主防災組織 | 説明会の開催、普及啓発資料の作成、先進地調査、防災カルテ・防災マップの作成その他新たな自主防災組織の結成に必要な事業に要する経費 | １組織当たり５０千円以内の額 |
| 資機材等整備事業 | 自主防災組織 | メガホン、消火器、救助用工具、担架、避難誘導旗、腕章、強力ライト、非常持出袋、井戸用ポンプ、消防用ポンプその他自主防災組織の整備に必要な資機材及び備蓄食糧の購入に要する経費 | １組織当たり資機材等購入に要する経費の２分の１以内の額  （限度額１００千円） |

　注

　　１　各事業において行う補助は、１組織当たり１回に限るものとする。ただし、資機

　　　材等整備事業については、過去に補助を受けてから５年を経過した後、再び補助対

　　　象事業者となることができる。

　　２　各事業において算出された補助額に千円未満の端数が生じた場合には、その端数

　　　は切り捨てるものとする。